

## 1 事業名

所沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正

## 2 事業の概要

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

## 3 他自治体の類似する政策等

法令の改正に伴うものであり、他の自治体においても同様の条例改正を行っている。

## 4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

## 5 関係法令、基本計画との整合性

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、子ども・子育て支援法、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準

## 6 事業費及びその財源等

なし

## 7 その他

添付資料

- ・新旧対照表

新

旧

議案第 8 4 号 所沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正  
する条例

(特定教育・保育の取扱方針)

第 1 5 条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

(1) 略

(2) 認定こども園（認定こども園法第 3 条第 1 項又は第 3 項の認定を受けた施設及び同条第 1 0 項の規定による公示がされたものに限る。） 次号及び第 4 号に掲げる事項

(3)・(4) 略

2 略

(特定教育・保育の取扱方針)

第 1 5 条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

(1) 略

(2) 認定こども園（認定こども園法第 3 条第 1 項又は第 3 項の認定を受けた施設及び同条第 1 1 項の規定による公示がされたものに限る。） 次号及び第 4 号に掲げる事項

(3)・(4) 略

2 略